

<経済環境適応資金 事業承継資金【事業承継特別】>

(1) 資金名(略称)	事業承継資金【事業承継特別】(略称「環 承 特」)
(2) 融資対象	以下の①又は②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者 ① 保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③ 次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。なお、アからウまでについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、エについては、保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率（(借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)）が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと
(3) 資金用途	以下の事業資金 【融資対象①に該当する中小企業者】 経営の承継に必要な事業資金及び個人保証付き既往借入金の返済資金 【融資対象②に該当する中小企業者】 事業承継前に借入した個人保証付き既往借入金の返済資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.5%以内 ----- 3年超5年以内 年1.6%以内 ----- 5年超7年以内 年1.7%以内 ----- 7年超10年以内 年1.8%以内
(6) 金利区分	特別金利5
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	① 事業承継計画書 ② 財務要件確認書 (資金用途が返済資金の場合) ③ 借換債務等確認書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) 連帯保証	連帯保証は不要とする

※ 本制度を既に利用している中小企業者は、(2)融資対象に該当することに加え、本制度1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込を行うものに限る。